

郡山市制施行100周年記念事業クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市制施行100周年の機運を醸成し、市民が一体となって盛り上げるため、クラウドファンディングを活用して100周年を記念した事業に係る資金調達を行う個人、法人及び任意団体（以下「実行者」とする。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング ウェブサイト（以下「サイト」という。）を介して、不特定多数の者から資金調達する仕組みをいう。
- (2) 任意団体 同じ目的を持つ複数の者で組織する法人格のない団体をいう。
- (3) プロジェクト クラウドファンディングにより調達する資金で実施する事業をいう。
- (4) 事業者 クラウドファンディングに係るサイトを運営し、資金調達を行う者と出資者とを仲介するサービスを行う事業者（日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。）をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する実行者とする。

- (1) プロジェクトをサイトに公開するために事業者と契約を締結している、又は事業者に必要な申請をし、許諾を得ているもの
- (2) 補助金の交付の申請時に納期の到来している市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）の滞納がないもの（任意団体にあつては、代表者（代表者が法人の場合、当該法人）に滞納がないもの）
- (3) 市が負担金を負担する実行委員会でないもの

(補助金の交付の対象プロジェクト)

第4条 補助金の交付の対象となるプロジェクトは、郡山市制施行100周年記念事業実施方針に合致し、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間に実施する新規プロジェクトで、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 多くの市民が参加できるイベント等の開催
- (2) 市の魅力又は特産品をPR出来る工芸品、農産加工品等の商品、サービス等の開発、制作及び販売

(補助金の交付の対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、クラウドファンディングの実施に要する事業者を支払う利用手数料（消費税及び地方消費税を除く。）とし、補助金の額は50万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費に対し、国又は地方公共団体から本補助金以外の補助金の交付を受ける場合は、この要綱による補助金は交付しない。

(補助金の交付の制限)

第6条 補助金の交付は、同一の補助対象者につき、1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、プロジェクトをサイトに公開する前に、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業計画書(第1号様式)とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 市税等納税状況確認同意書(第2号様式)
- (2) 事業者と締結した契約書の写し又は事業者から許諾を得ていることが確認できる書類の写し
- (3) 利用手数料が確認できる書類
- (4) 事業者に提出した応募申込書等プロジェクトの詳細が確認できる書類
- (5) 定款の写し及び事業内容が確認できるパンフレット等(法人の場合に限る。)
- (6) 規約、構成員名簿及び代表者に係る次号に規定する書類(任意団体の場合に限る。ただし、代表者が法人である任意団体については前号に規定する書類)
- (7) 住民票の写し又は別表に定める居住を証明する書類(個人の場合に限る。ただし、住民票の写し又はマイナンバーカードにより証明する場合は、個人番号を見通せない措置を講じたもの)

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) プロジェクトの細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(補助対象経費の増額変更の制限)

第10条 規則第9条に規定する補助事業等の内容変更等の手続において、クラウドファンディングを活用して調達した資金の額が、補助金の交付の決定を受けた者があらかじめ設定した目標金額を超えたことによる補助対象経費の増額に係る申請については、行うことができない。

(決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、プロジェクトがあらかじめ設定した目標金額以上の資金を調達することができた場合のみ成立する方式で行われるものであって、クラウドファンディングの募集期間内に目標金額の調達が達成できなかったときは、規則第10条の規定により補助金の交

付の決定の全部を取り消すことができる。

(実績報告)

第12条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施状況報告書（第3号様式）
- (2) クラウドファンディングに係る利用手数料を支払ったことが確認できる書類の写し

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表（第7条関係）

第7条第7号に規定する居住を証明する書類は、以下の区分Aのうちいずれか1点又は区分Bのうち2点（2点は別種の証明書類とし、このうち1点以上は顔写真付きのものとする。）の写しとする。

書類区分：A	運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード又は住民基本台帳カード（顔写真付きのもの）
書類区分：B	官公庁が発行した氏名、住所及び生年月日の確認できる書類、公共料金の領収書、市税の領収書、母子健康手帳又は開業届の写し

第1号様式（第7条関係）

事業計画書

1 実行者の概要

実行者の名称 (個人の場合は屋号)	
代表者役職・氏名	
所在地	〒
創業年月日	
従業員数	
主な事業内容	
担当連絡先	所属： 役職： 氏名：
	TEL：
	FAX：
	E-mail：

2 事業計画

プロジェクト名称	
募集期間	年 月 日から 年 月 日まで
募集日数	日
目標支援金額	円
プロジェクト内容	
クラウドファンディングを活用する理由	

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

⑩

〔 団体にあつては団体名
及び代表者氏名 〕

市税等納税状況確認同意書

郡山市制施行100周年記念事業クラウドファンディング活用支援補助金の申請に当たり、郡山市制施行100周年記念事業クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱第3条第2号に規定する市税等の納付状況について、税務担当課に確認することに同意します。

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

（ 団体にあつては団体名
及び代表者氏名 ）

実施状況報告書

本様式により提出された内容については、今後、市の本事業周知等に活用されることについて同意します。

プロジェクト名称	
募 集 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
募 集 日 数	日
目 標 支 援 金 額	円
達 成 金 額	円
支 援 者 数	人
プロジェクトの取組み が分かる写真及び解説	
その他特記事項（支援 者の感想、反応、クラ ウドファンディングへ の取組み反響等）	